（記載上の注意）

1　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の６第１項（法第96条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣が定める法第11条の６第１項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

単体自己資本比率（付表１）資産（オン・バランス）項目のリスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項目	リスク・ウェイト（%）	当期末				前期末			
		リスク・ウェイトの加重平均値（%）	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	リスク・ウェイトの加重平均値（%）	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
			資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額		資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額
		A（＝D/B）	B	C	D	A′（＝D′/B′）	B′	C′	D′
1　現金	0								
2　我が国の中央政府及び中央銀行向け	0								
3　外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100								
4　国際決済銀行等向け	0								
5　我が国の地方公共団体向け	0								
6　外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100								
7　国際開発銀行向け	0～100								
8　地方公共団体金融機構向け	10～20								
9　我が国の政府関係機関向け	10～20								
10　地方三公社向け	20								
11　金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20～100								
12　法人等向け	20～100								
13　中小企業等向け及び個人向け	75								
14　抵当権付住宅ローン	35								
15　不動産取得等事業向け	100								
16　三月以上延滞等	50～150								
17　取立未済手形	20								
18　信用保証協会等による保証付	0～10								
19　株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による保証付	10								
20　共済規程貸付	0								
21　出資等	100～1250								
（うち出資等のエクスポージャー）	100								
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250								
22　上記以外	100～250								
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250								
（うち農林中央金庫、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	250								
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250								
（うち右記以外のエクスポージャー）	100								
23　証券化（オリジネーターの場合）	20～1250								
（うち再証券化）	40～1250								
24　証券化（オリジネーター以外の場合）	20～1250								
（うち再証券化）	40～1250								